

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、テレフォンオペレータとして勤務しており、社員に嫌みを言われたり質問をしたことで、大声で罵倒されたりすることが日常的にあり、そのストレスが溜まり、自分自身で「うつ」を自覚するようになった。請求人は、就業以前に〇神経クリニックにかかっていたことがあるが、平成〇年〇月に〇病院を受診し、「情緒不安定性人格障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

精神障害の発病時期が就業以前であるため、業務上ではないとされたが、就業前にはほぼ完治していた。また発病当時の病名はうつではなく、統合失調症であった。監督署の調査時には正しく調査が行われていたとは考えがたく、〇神経クリニックの医師のカルテは信頼に値しない。

業務中に受けたストレスにより精神障害を発病したことは明らかであるので、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期について

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F34.1 気分変調症」を就業前の平成〇年〇月頃に発症していると認められる。

#### (2) 出来事の心理的負荷の評価

精神障害の発病前おおむね 6 か月間に関与したと考えられる出来事については、発病の時期が就業以前であり、請求人が主張する会社での出来事を評価しない。専門部会の意見から、請求人は〇神経クリニックに「慢性うつ病（持続性気分障害）」により受診しており、病状の寛解状態は認められず、病状は継続していたと判断した。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

請求人の聴取書から離婚問題があり、別居したことから「離婚又は夫婦が別居した」（Ⅲ）に該当する。

性格傾向として、会社関係者は喜怒哀楽がはっきりしており、明るく、元気で、生活史では時々人間関係のトラブル、口論を挙げている。既往症として〇神経クリニックにおいて「F60.30 情緒不安定性人格障害（境界型）」の記載がある。

#### (4) 結論

以上から、発病前おおむね6か月間に請求人に発病した精神障害に關与したと考えられる業務による出来事は存在せず、請求について不支給決定を行った。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 発症時期について

請求人は、精神部会意見書によると、ICD-10診断ガイドラインに示されている「F34.1 気分変調症」を就業以前の平成〇年〇月頃に発症したと所見している。

##### (2) 出来事の心理的負荷の評価

発病の時期が就業以前であり、請求人が主張する会社での出来事を評価しない。

##### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価について

〇神経クリニックに通院するきっかけが、請求人の聴取書から、夫との離婚問題や別居からくる不眠であるとの申述から「離婚した又は夫婦が別居した」(Ⅲ)に該当する。

性格傾向として、請求人自身は社交的、几帳面、繊細等を挙げ、会社関係者は喜怒哀楽がはっきりしており、明るく、元気で、生活史では時々の人間関係のトラブル、口論を挙げている。既往症として〇神経クリニックにおいて「F60.30 情緒不安定性人格障害(境界型)」の記載がある。

##### (4) 結論

以上から、請求人に発病した疾病を業務上の事由によるものと認めることは困難である。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。